

都道府県・ 政令指定都市名	14 堺市
------------------	-------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	堺市男女共同参画推進庁内委員会
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和59年6月4日 根拠: 堺市男女共同参画推進庁内委員会要綱
長 の 役 職	担任副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	堺市男女平等推進審議会
設 置 年 月 日	平成14年10月1日
構 成 員	12 人 (女性 7 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月
名 称	第4期さかい男女共同参画プラン(改定)
改定・見直しの予定時期	令和4年3月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日	平成14年3月28日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 年度まで %				
	根 拠	令和3年度まで 40%以上60%以下				
		堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例(H14.3.28) 第4期さかい男女共同参画プラン(改定)(H29.3)				
目標設定の対象である審議会等の範囲		地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている審議会等、その他法律・条例・規則に基づき設置される附属機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(82)うち女性委員を含む審議会等数(80)			
	延総委員等数(1,404)延女性委員等数(532)		女性比率(37.9)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(82)うち女性委員を含む審議会等数(80)			
	延総委員等数(1,404)延女性委員等数(532)		女性比率(37.9)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(16)うち女性委員を含む審議会等数(16)			
	延総委員等数(701)延女性委員等数(281)		女性比率(40.1)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5)			
	延総委員等数(33)延女性委員等数(7)		女性比率(21.2)			
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他	(			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(G+E+G)	うち女性	女性比率	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
			管理職数	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性
			(人) (B)=(D+F+H)	(%) (B/A)									
本庁	計	400	65	16.3	94	11	11.7	4	1	25.0	302	53	17.5
	うち一般行政職	312	41	13.1	78	11	14.1	4	1	25.0	230	29	12.6
支庁・地方事務所等	計	153	16	10.5	30	3	10.0	1	0	0.0	122	13	10.7
	うち一般行政職	79	10	12.7	22	3	13.6	0	0		57	7	12.3
全体	計	553	81	14.6	124	14	11.3	5	1	20.0	424	66	15.6
	うち一般行政職	391	51	13.0	100	14	14.0	4	1	25.0	287	36	12.5
(内数)	警察関係	0	0										
	教育委員会	49	12	24.5	11	0	0.0	1	0	0.0	37	12	32.4

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	448	102	22.8	745	229	30.7
	うち一般行政職	288	46	16.0	487	117	24.0
支庁・地方事 務所等	計	166	28	16.9	339	93	27.4
	うち一般行政職	83	19	22.9	167	62	37.1
全体	計	614	130	21.2	1084	322	29.7
	うち一般行政職	371	65	17.5	654	179	27.4
(内数)	警察関係						
	教育委員会	60	21	35.0	102	42	41.2

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	61	16	26.2	73	27	37.0	92	28	30.4
	うち一般行政職	45	11	24.4	50	16	32.0	56	15	26.8
支庁・地方事 務所等	計	17	3	17.6	23	5	21.7	29	6	20.7
	うち一般行政職	8	1	12.5	8	2	25.0	13	5	38.5
全体	計	78	19	24.4	96	32	33.3	121	34	28.1
	うち一般行政職	53	12	22.6	58	18	31.0	69	20	29.0
(内数)	警察関係									
	教育委員会	11	2	18.2	8	5	62.5	16	3	18.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎			○	昇任選考を実施している
補佐級	○					○	◎			○	昇任選考を実施している
係長級	○		○			○	◎			○	昇任試験及び昇任選考を実施している

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		全受験者 数 (人)	女性受験 者数 (人)	女性 受験率 (%)
昇任試験		693	250	36.1
昇格試験				

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総数 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
全	体	175	89	50.9
	うち上級	143	66	46.2
	うち一般行政職	119	60	50.4
	うち上級	115	57	49.6
	うち警察関係			
	うち上級			

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	堺市立男女共同参画センター		愛称・通称	コクリコさかい	
設置年月日	昭和55年9月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：590-0955 住 所：大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27 電話番号：072-223-9153 FAX番号：072-223-7685 ホームページ：https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/shogai/shiryu_etc/shisetu/danjokyocenter/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：市民人権局 男女共同参画推進部) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：市民人権局 男女共同参画推進部) 指定管理者(名称：) ○ その他(一部事業委託)				
職 員 数	常勤 5 人、	非常勤 2 人	予算額	令和2年度 119,832 千円	
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 広報誌「フェミナ」の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 堺自由の泉大学、女と男のエンパワーメント講座、ステップ・アップ・スタディ) ○ 3. 相談事業(主な事項 男女共同参画センター相談業務) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 資料・図書等の閲覧・貸出) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 コクリコさかいのつどい、国の男女共同参画週間事業、小中学校体験学習) ※ 実施しているもの：○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項： 国際ガールズ・デー イベントの開催)				

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	堺市男女共同参画交流の広場		愛称・通称		
設置年月日	平成12年10月11日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：599-8123 住 所：大阪府堺市東区北野田1077 アミナス北野田3階 電話番号：072-236-8266 FAX番号：072-236-8277 ホームページ：http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：総務局 行政部)) 指定管理者(名称：)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) 指定管理者(名称：)) ○ その他(有限会社フェミニストカウンセリング堺))				
職 員 数	常勤	0	人、	非常勤	19 人
	予算額		令和2年度	7,064	千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 ひろばだよりの発行)) ○ 2. 講座(主な事項： 学習サポートグループの実施)) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性の悩みの相談、男性の悩みの相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 資料、図書等の閲覧、貸出)) 5. 苦情処理(主な事項：)) ○ 6. 交流促進(主な事項： 利用グループ交流会)) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：)) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) 9. 調査研究(主な事項)) ○ 10. その他(主な事項： 男女共同参画に関する市民グループの活動の場の提供))				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 堺市女性団体協議会	加盟団体数	55	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 ○ 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 男女平等社会の実現や女性活躍の推進に資する活動)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 : }
--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容: }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	102,347	104,638	男女共同参画推進課・男女共同参画センター事業費の合計
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	44,087	37,016	男女共同参画センター施設整備関係費用

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

堺市多様な人材の活躍推進企業認定制度(2, 4, 7, 8, 10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査、堺市男女間の暴力に関する市民意識・実態調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 情報誌(Windy)の作成	情報発信・意識啓発		令和2年 10月
・ ひろばだよりの発行	情報発信・意識啓発		令和2年6 月、10月、 令和3年2 月
・ 女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャン ペーン)	公用車への啓発用磁気シートの貼付・パネル展示・懸垂幕の掲出・職員の 名札への啓発バッジの着用・庁内放送でのアナウンス等		令和2年 11月
・ 国際女性デー	国連が定めた記念日である「国際女性デー」に、あらゆる分野において男 女が対等にできる男女共同参画社会の実現を目的とし、映画上映会を開 催。		令和3年3 月
2. 表彰			
・			
3. 講座			
・ さかい男女共同参画週間事業	男女共同参画社会の実現に向けた講演会やワークショップ等の実施		令和3年1 月
・ デートDV等予防出張セミナー	堺市内の小学校、中学校、高校、大学、専門学校の学生を対象に、専門 知識を持つ団体等から講師を派遣し、DV、デートDV、性暴力の予防啓発 セミナーを実施		令和2年5 月1日～ 令和3年3 月31日
・ 男女共同参画リーダー養成講座	社会のあらゆる分野におけるジェンダーを正しく理解し、性別にとらわれ ることなく自分らしい生き方を創造するための気づきを与えるとともに、 ジェンダーに敏感な視点を持ち、地域において男女共同参画を推進する 人材を養成する。		令和2年 10月～11 月
4. 相談事業			
・ 女性の悩みの相談	カウンセラーによる女性専用の面接相談		(通年) 毎週火曜 日:10時 ～13時、 14時～16 時 第1・3火 曜日:18 時～20時 第1・3金 曜日:17 時～20時
・ 男性の悩みの相談	カウンセラーによる男性専用の面接・電話相談		(通年) 第1・3木 曜日:18 時～21時
5. 情報収集・提供			
・ 男女共同参画交流の広場	情報提供・活動の場の提供		随時
6. 苦情処理			
・ 男女平等に関する苦情・相談処理制度	市が行う男女平等推進施策などに関する苦情、性別による差別的扱い に関する相談		随時
7. 交流促進			
・ 男女共同参画交流の広場登録グループ交流会	地域で活動するグループの交流・情報交換		令和3年3 月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 男女共同参画推進講師派遣事業	男女共同参画をテーマにした学習会、講演会、セミナー等を主体的に実 施する団体に対し、講師を派遣し、その謝礼金の一部を負担する。		令和2年8 月～令和 3年2月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・ 堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査	男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び分析		令和2年7 月～8月
11. その他			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	堺市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不平等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	堺市議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は、公務、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	3	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 1

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 ()

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	55	7	12.7	
	市町村防災会議(委員のみ)	54	7	13.0	
	2 民生委員推薦会	14	6	42.9	
	3 国民健康保険運営協議会	20	4	20.0	
	4 地方社会福祉審議会	39	15	38.5	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
×	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関				
	7 公害健康被害認定審査会	12	4	33.3	
×	8 農業災害補償法 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
×	10 土地区画整理審議会				
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	4	57.1	
	13 介護認定審査会	402	195	48.5	
	14 精神医療審査会	20	7	35.0	
	15 市町村国民保護協議会	21	2	9.5	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	10	3	30.0	
	18 市町村都市計画審議会	20	5	25.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	57	19	33.3	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	5	2	40.0	
合 計		701	281	40.1	
女性委員0の審議会数		0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	14	1	7.1	
6	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	
合 計		33	7	21.2	
女性委員0の委員会数		1			